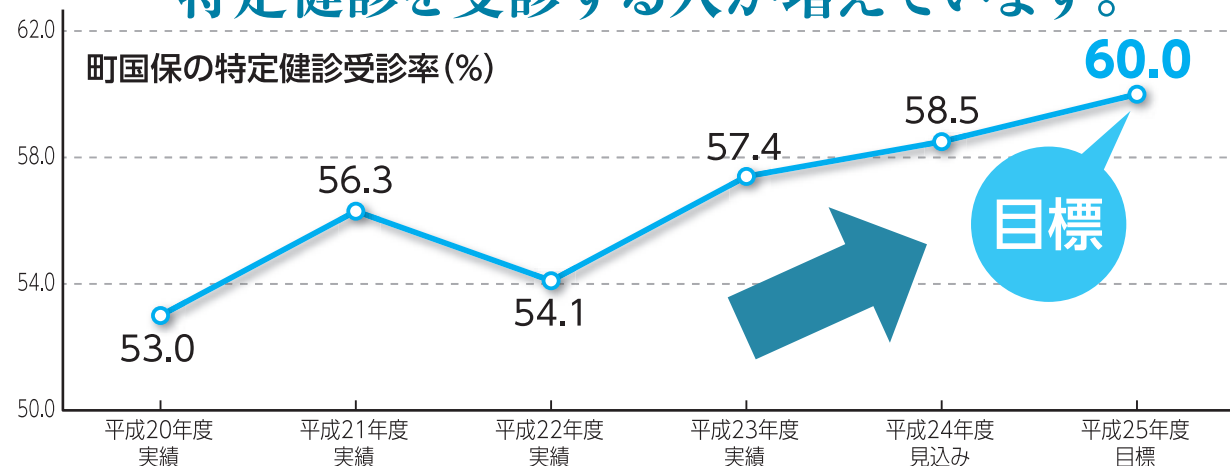


特定
健診

人生を楽しむために！

- ①食べすぎ、飲みすぎ、喫煙、運動不足ならば、なお一層、特定健診を受診してください。
②健康推進員を通じた申込希望調査で平成25年度特定健診の受診を申し込んでいない人も、まだ間に合います。**4月12日**までに、税務住民課国保年金係へお申し込みください。

特定健診を受診する人が増えています。



申し込み・問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

軽自動車税 ～4月1日の所有者に納税義務～

軽自動車などの廃車を予定している人は、**3月29日(金)**までに、手続きをしてください。
毎年4月1日現在、軽自動車などをお持ちの人に税金を納めていただくことになります。
年度途中(4月2日以降)に名義変更や廃車などをされても、4月1日の所有者に税金を納めていただくことになります。

- 和水町役場で廃車手続きをする場合に必要なもの
 - ・使用者・所有者の印かん
 - ・登録されていたナンバープレート。
 (ナンバープレートの紛失で返納できない場合は、有料(300円)になります)

問い合わせは下記のとおりです。

車 種	問い合わせ先
・原動機付自転車(排気量125cc以下) ・小型特殊自動車(農耕用など) ＊和水町ナンバーの車両(旧町ナンバー含む)	役場 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723 総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111(内線754)
・軽二輪の軽自動車(排気量126ccを超え250cc以下) ・軽三輪の軽自動車 ・軽四輪貨物車、軽四輪乗用車 ＊熊本県ナンバーの車両	熊本県軽自動車協会 ☎096・369・7920
・二輪の小型自動車(排気量250ccを超える) ＊熊本県ナンバーの車両	九州運輸局熊本運輸支局 ☎050・5540・2086

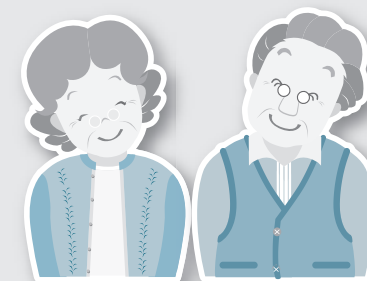
後期高齢者医療制度の 障がい認定をご存知ですか？

一定の障がいがある人は65歳から 後期高齢者医療制度に加入できます

- 65歳～74歳で一定の障がいがある人(身体障害者手帳1～3級と4級の一部など)は、後期高齢者医療制度に加入することができます。
- 後期高齢者医療に加入するか、しないかはご本人の選択になります。
- 74歳までであれば後期高齢者医療制度加入後、ご本人の申請により、撤回することができます。この場合、国民健康保険、健康保険組合などに加入することになります。
- さまざまなケースがありますので、個別にご相談ください。

※一定の障がいとは…

- 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの人
- 身体障害者手帳4級をお持ちの人で、次のいずれかに該当される人
 - ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害がある人
 - ・両下肢のすべての指を欠く人
 - ・1下肢を下肢の2分の1以上を欠く人
 - ・1下肢の機能の著しい障害がある人
- 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの人
- 療育手帳A1・A2をお持ちの人
- 障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの人 他



65歳～74歳の人が広域連合の 障がい認定を受ける際の手続きについて

- 次のものをご持参のうえ、手続きされてください。

- ・印かん
 - ・障がいの程度が確認できる書類(障害者手帳など)
 - ・本人確認証明(運転免許証など本人と確認できるもの)
- ※なお、代理申請をされる場合は代理人の印鑑と本人確認証明が必要です。



受け付け・問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民係 ☎0968・34・3111(内線752)